



2023年12月14日

各位

会社名 株式会社リアルゲイト
代表者名 代表取締役 岩本 裕
(コード番号: 5532 東証グロース市場)
問い合わせ先 取締役兼経営管理本部長 横山 和哉
TEL. 03-6804-3904

譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2023年12月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年1月12日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 18,500株
(3) 発行価額	1株につき1,454円
(4) 発行総額	26,899,000円
(5) 割当予定先	取締役 3名 9,500株（※） 執行役員及び従業員19名 9,000株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年11月9日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2023年12月7日開催の第15回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給し、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間25,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額60百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び所定の要件を満たす従業員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名（以下「対象取締役」といいます。）並びに執行役員及び従業員19名（以下、「対象従業員等」といい、対象取締役とあわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計26,899,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式18,500株を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

① 対象取締役について

対象取締役は、2024年1月12日（払込期日）から当社の取締役を退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 対象従業員等について

対象従業員等は、2024年1月12日（払込期日）から2026年10月9日までの間（以下「本譲渡制限期間Ⅱ」といい、本譲渡制限期間Ⅰと合わせて又は個別に以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」といい、本割当株式Ⅰとあわせて「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

① 対象取締役について

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間Ⅰの満了時において、本割当株式Ⅰの全部（ただし、対象取締役が本役務提供期間中に休職又は休業した場合、休職又は休業を開始した日を含む月から復職をした日又は本役務提供期間満了日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職又は休業期間が複数回にわたる場合は全ての期間を合算する。）を12から控除した数を、12で除した数に、対象取締役が保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。））につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、本譲渡制限期間Ⅰの満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

② 対象従業員等について

対象従業員等が本譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間Ⅱ満了日において、本割当株式Ⅱの全部（ただし、対象従業員等が本譲渡制限期間Ⅱ中に休職又は休業した場合、休職又は休業を開始した日を含む月から復職をした日又は本譲渡制限期間Ⅱ満了日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職又は休業期間が複数回にわたる場合は全ての期間を合算する。）を33から控除した数を、33で除した数に、対象従業員等が保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。））につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員等が、本譲渡制限期間Ⅱ中に雇用期間満了、取締役への就任、死亡その他当社の取締役会

が正当と認める理由により当社の執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失又は当該就任の日を含む月までの月数を33で除した数に、本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

① 対象取締役について

当社は、本譲渡制限期間Ⅰの満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

② 対象従業員等について

当社は、本譲渡制限期間Ⅱの満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

① 対象取締役について

本譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅰの全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

② 対象従業員等について

本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年12月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,454円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上